

## 五監公告第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年4月30日

五 泉 市 監 査 委 員  
浅 井 昇  
剣 持 雄 吾

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

農林課

### 3. 監査の期間

令和6年2月26日～令和6年3月26日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>五泉市川東財産区管理会条例第9条において、毎年度の決算について管理会の同意を要することが規定されているが、議会で9月に決算認定された後、翌年2月に行われる管理会において同意を得るという運営を行っている。</p> <p>管理会の同意を得た後に決算審査に付すのが正しい順序であると考え、管理会の開催回数の追加や、書面審議による開催などを検討し、適正な管理会の運営に努められたい。</p>	<p>五泉市川東財産区一般会計の決算については、出納閉鎖後速やかに管理会において同意を得ることとします。</p> <p>今後とも五泉市川東財産区管理会条例を遵守し、適正な管理会の運営に努めてまいります。</p>